

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県廿日市市下平良二丁目1番5号
名称 株式会社廿日市クリーナー
代表取締役 中西 雷太

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太



許可の年月日 平成28年10月19日

許可の有効年月日 平成33年10月18日

1. 事業の範囲

- (1) 積替え又は保管の有無 無
(2) 取り扱う産業廃棄物の種類 裏面別表のとおり 12種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 該当なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
平成28年10月19日 新規許可
平成29年10月25日 変更届（住所の変更）

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

取り扱う産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類	取り扱う産業廃棄物の種類		積替え・保管の有無	
			無	
			積替え・保管を行う産業廃棄物の種類	
	取扱う品目	限定がある場合 その内容	取扱う品目	限定がある場合 その内容
1	燃え殻	○	—	
2	汚泥	○	—	
3	廃油	○	—	
4	廃酸	—	—	
5	廃アルカリ	—	—	
6	廃プラスチック類	○	—	
	自動車等破砕物	—	—	
7	紙くず	○	—	
8	木くず	○	—	
9	繊維くず	○	—	
10	動植物性残さ	○	—	
11	動物系固形不要物	—	—	
12	ゴムくず	○	—	
13	金属くず	○	—	
	自動車等破砕物	—	—	
14	ガラスくず等	○	—	
	自動車等破砕物	—	—	
15	鋳さい	—	—	
16	がれき類	○	—	
17	動物のふん尿	—	—	
18	動物の死体	—	—	
19	ばいじん	—	—	
20	産業廃棄物処理物	—	—	
21	輸入廃棄物	—	—	

	取り扱う産業廃棄物	積替え・保管を行う産業廃棄物
石綿含有産業廃棄物が含まれるかどうか	含む	—

(備考)・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「—」は取扱うことができないものを示す。
 ・ガラスくず等とは、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くずのこと。
 ・積替え・保管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて該当する場所の数字を記載する。